

■議案第49号 四万十町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

【要旨】

国は、地方公務員の給与について、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の規定に基づく国家公務員の給与削減措置を踏まえ、本年7月から来年3月末までの間、国に準じた措置を講ずるよう要請してきました。

国が地方との十分な協議を経ずに一方的に地方交付税を削減し、協力を要請してきた経緯は大いに問題があるものの、交付税削減が今後の町の財政運営に与える影響、町が直面する南海トラフ巨大地震対策の重要性・緊急性等をあわせて鑑み、職員の給与削減措置を実施せざるを得ないとの判断から本条例を制定するものです。

○ 国からの給与減額措置要請の内容

全国（都道府県）総務部（局）長会議（25.2.13）における総務省からの説明より

実施時期：（遅くとも）平成25年7月から平成26年3月まで

実施理由：日本再生のため、国と地方が共同して取り組む姿勢を示す。

消費税増税の国民理解を得るために、まずは公務員が「隗より始めよ」の精神で改革に取り組む。

実施内容：ラスパイレス指数を100になるよう給料を減額。

期末勤勉手当は、国と同様の削減を行ったといえるように削減。

その他手当については、国の実施内容に準じて削減。

対象職員：全職員。ただし、給与水準が常勤職員と比較して相当程度低い非常勤職員は除外。

※ラスパイレス指数・・・全地方公共団体を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算した指数

【内容】

四万十町のH24ラスパイレス指数100.9。100を上回る部分0.9を削減。

1 給与の減額の対象職員

（1）一般職員

全職員（健康福祉課及び国民健康保険十和診療所に勤務する医師、並びに国民健康保険大正診療所に勤務する医師を除く。）

（2）特別職

町長・副町長・教育長

2 減額する給与の種類及び減額率

（1）一般職員

①給料月額（行政職給料表適用者）

ア 課長職（行政職給料表 6 級） 1.2%

イ 行政職給料表 3 級から 5 級の職員 0.9%

ウ 行政職給料表 2 級以下の職員 0.5%

※その他の俸給表適用職員については、行政職給料表適用者に準じた支給減額率

②管理職手当 一律10%

③期末・勤勉手当 減額なし

※期末・勤勉手当を減額しない理由

国の減額措置は、▲9.77%。

四万十町の国の減額措置前で対比した場合のラスパイレス指数は93.3（▲6.7%）
年間の期末・勤勉支給率を比較した場合

国 3.95月 四万十町 3.82月（▲3.3%）

以上のことから期末・勤勉手当の算定基礎として用いる給料月額の水準及び期
末・勤勉支給率を踏まえ、既に国と同等の抑制措置がなされていると判断。

④その他の給料月額に連動する手当 減額後の給料月額等の月額により
算出

※職員が勤務しないことにより給与を減額する場合における勤務しない1時間当たり
の額については、減額後の給料月額を算出の基礎とする。

（2）特別職

①給料月額

町長・副町長・教育長 一律3.0%

3 減額期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9ヶ月間

4 給与削減による影響額

8,834,829円

【内訳】

○ 一般職給料分 7,540,269円（全職員298名）

○ 特別職給料分 350,100円（町長 132,660円、副町長113,580円、
教育長 103,860円）

○管理職手当減額分 944,460円

※給与削減後のラスパイレス指数 99.98（試算値）